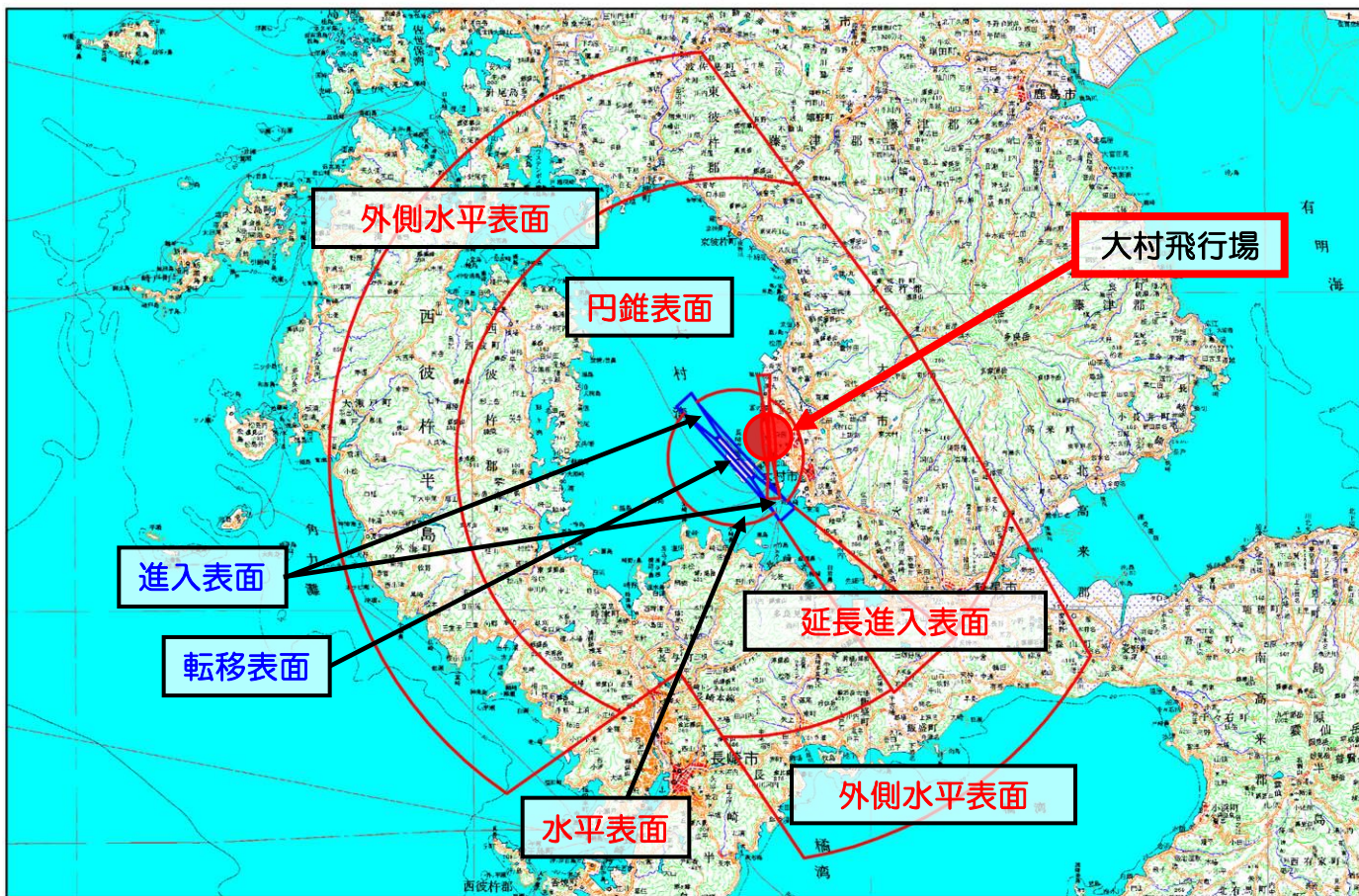


長崎空港事務所からのお知らせ

長崎空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平成18総複、第819号）」

長崎空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（上の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件等を設置することは法律（航空法第49条）で原則禁止されております。

長崎空港周辺において、物件等の設置や工事用クレーンを使用する際は、事前にインターネット上（下記URL）の「長崎空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

「長崎空港高さ制限回答システム」
<https://secure.kix-ap.ne.jp/nagasaki-airport/>

物件等には、建物（アンテナ・避雷針など屋上に付属する突起物を含みます）・工事用のクレーン・看板・電線・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

また、制限表面の種類が進入表面、延長進入表面、転移表面又は水平表面となっている区域、もしくはそれらの制限表面に近接している区域において、物件等の設置（例：建物の新築・建て替え・改築、またそれに伴う工事等）を予定されている場合は、高さにかかる詳細なご説明をさせていただきますので、長崎空港事務所までご連絡ください。

航空の安全確保を図るため、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の長崎空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ 長崎空港に関するお問い合わせ窓口
国土交通省 大阪航空局 長崎空港事務所
TEL 0957-53-6151 FAX 0957-54-4569

なお、大村飛行場に関する区域については、海上自衛隊大村航空基地への照会が必要となります。

※ 大村飛行場に関するお問い合わせ窓口
海上自衛隊 第22航空群司令部 運用幕僚A
TEL 0957-52-3131（内線213） FAX 0957-52-4510